

令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金交付要綱

令和6年2月27日

5生国二第145号

(趣旨)

第1 この要綱は、東京都国際手話普及促進事業実施要綱（令和5年4月1日付4生推企第1234号）の規定に基づき、令和6年度東京都国際手話普及促進事業の補助金交付に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 補助金

東京都が反対給付を受けないで補助事業を行うものに交付する給付金をいう。

(2) 補助事業

補助金の交付の対象となる事業をいう。

(3) 申請者

補助金の交付を受けようとする者をいう。

(4) 補助事業者

補助事業等を行う者をいう。

(5) 国際手話

国際ろう者スポーツ委員会が主催するデフリンピック大会において、最優先のコミュニケーション方法として使用される手話をいう。

(補助事業の内容)

第3 補助事業の内容は、次に定める事業とする。

(1) 国際手話講習会受講費助成事業

国際手話の技術修得にかかる受講料の全額又は一部を助成する事業

(2) 国際手話講習会運営事業

国際手話講習会を運営する事業

(補助事業の要件)

第4 第3(1)及び(2)に掲げる補助事業は、次に掲げる全ての要件に適合しなければならない。

(1) 東京都内に在住、在勤又は在学する者を事業対象者とする事。

(2) 事業の主催者が自ら企画・運営する事業である事。

- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (4) 事業が広く都民等に公開されていること。
- (5) 実施による成果が特定の者及び組織・集団等に帰属しないこと。
- (6) 同一年度において、東京都の他の補助金を申請している又は既に交付決定を受けた事業でないこと。

(補助事業者の要件)

第5 補助事業者は、次に掲げる全ての要件に適合しなければならない。

- (1) 社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、学校法人、国立大学法人、公立大学法人又は特定非営利活動法人であること。
- (2) 東京都内に事務所又は活動拠点を有する団体であること。
- (3) 活動開始後2年以上(申請日時点)が経過していること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
- (5) 公序良俗に違反した活動を行っていないこと。

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの。

(補助対象事業期間)

第6 補助の対象とする事業期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(補助金の額及び補助対象事業費目)

第7 東京都が補助する金額及び補助対象となる要件は、別表に定めるとおりとする。

2 東京都以外から補助金を受ける事業についても本補助金の対象とする。ただし、その補助額を除いた事業費を補助対象事業費とする。

(補助事業の交付申請手続)

第8 申請者は、交付申請に当たり、補助金の会計処理等を行う「公金取扱者」を設置し、届け出ること。

2 申請者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る事業計画書

- (2) 補助事業に係る事業収支予算書
- (3) 申請団体調書
- (4) 申請団体の定款・寄附行為又はこれらに類するもの
- (5) 申請団体の組織図、役員名簿及び会員名簿等
- (6) 申請団体の事業収支決算書（最新年度のもの）
- (7) 申請団体の事業収支予算書（最新年度のもの）
- (8) 誓約書（別記第2号様式）
- (9) 確認書（別記第3号様式）

3 知事は、2の書類のほか必要に応じて書類の提出を求めることができる。

（補助金の交付決定及び通知）

第9 知事は、第8 2の規定による補助金交付申請書を受領したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、交付の決定を行う。

2 知事は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付与することができる。

3 知事は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 知事が必要と認められた場合には、申請者が第5 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

（申請の撤回）

第10 補助事業者は、第9 3の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受領した日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第11 知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助金の目的外使用の禁止）

第12 補助事業者は、補助金を補助事業以外の目的に使用してはならない。

（名称等の変更）

第13 補助事業者は、名称、所在地、代表者、印鑑等を変更した場合は、それを証する

書類を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(承認事項)

第14 補助事業者は、次に掲げる事項の変更を行うときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる事項のうち補助事業の目的等に影響を及ぼさないと認められる軽微な変更については、変更内容の届出をもって代えることができる。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 あらかじめ知事の承認を得ることなく事業内容を変更し、実施した場合には、知事は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

(事業内容の変更等の手続)

第15 補助事業者は、第14 1の規定により変更の承認を受けようとするときは、補助事業の内容変更等に関する承認申請書(別記第5号様式)又は補助事業の中止(廃止)に関する承認申請書(別記第6号様式)を、事前に知事に提出しなければならない。

2 知事は、1の申請を受理したときは、申請の内容を審査の上、その結果を補助事業の内容変更等承認(不承認)通知書(別記第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(事故報告等)

第16 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、遂行の見通し等を文書により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の進捗状況等の報告)

第17 補助事業者は、補助事業の進捗状況等について、知事が指定する期日までに補助事業進捗状況報告書(別記第8号様式)に、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行命令)

第18 知事は、補助事業者が提出する進捗状況報告書等により、当該補助事業が交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行等に関して必要な命令を行うことができる。

2 補助事業者は、1の規定による命令を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(補助金の交付)

第19 補助金の交付方法は、確定払とする。ただし、補助事業者から第20による請求があった場合は、知事が必要と認める経費について、概算払によることができるものとする。

(概算払における補助金の請求)

第20 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(別記第9号様式)に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

2 1の規定により概算払により補助金の交付を受けることができるのは、交付後2週間以内に要する経費に限る。

3 知事は、補助事業者からの請求内容を審査し、認める場合は速やかに補助金を支払うものとする。

(補助事業の実施結果の報告)

第21 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、知事が指定する日までに補助事業実施結果報告書(別記第10号様式)に、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第22 知事は、第21の規定に基づく補助事業実施結果報告書が提出された場合においては、その内容等を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付与した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(別記第11号様式)により当該補助事業者に通知する。

2 知事は、第19における確定払をする補助事業者に対して、1の規程による通知後、補助事業者へこれを支払うものとする。

(概算払における補助金の精算)

第23 補助事業者は、第20の規定に基づき、概算払により補助金の交付を受け、第22の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに概算払精算書(別記12号

様式)を知事に提出し、補助金の精算をしなければならない。

(是正のための措置)

第24 知事は、第22の規定による審査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置を採るべきことを命ずるものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第25 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の請求につき不正の事実があった場合
- (2) 補助事業を中止又は廃止した場合
- (3) 補助事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) 補助事業者が第5 1に規定する要件に適合しなくなると認められる場合
- (5) 第32に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (6) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、第5 2に規定する暴力団員等に該当するに至った場合
- (7) 東京都生活文化スポーツ局実施のスポーツ関連事業における補助金・分担金の受給対象者から除外されることが決定した場合
- (8) その他この要綱に違反したと認められる場合

2 1の規定は、交付する補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、1の規定による取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第26 知事は、第25の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第22の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第27 補助事業者は、第26の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき当該違約加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（延滞金の計算）

第28 第27 2の規定により知事が補助事業者に延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（補助金申請の一時停止等）

第29 知事は、第25に基づき交付の決定の取消しとなった補助事業者に対して、当該処分が行われた年度の翌年度から5年度以内で、東京都生活文化スポーツ局実施のスポーツ関連事業における補助金・分担金の受給対象者から除外することができる。

（経費区分及び帳簿等の整理保管）

第30 補助事業者は、補助事業に関する経理については、他の経費と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業完了の日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第31 知事は、補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けさせなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（調査等）

第32 知事は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、東京都職員をして補助事業者の事務所等において、直接、帳簿書類等を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

(その他)

第33 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年2月27日から施行する

別表（第7関係）補助金額及び補助対象要件

1 国際手話講習会受講費助成事業

項目	内容
講習会	<p>以下の要件を全て満たす国際手話技術の修得又は国際手話通訳スキルの修得を目標とした講習会</p> <p>(1) 講師と受講生が同一教室内又はオンライン上においてリアルタイムで講習会を実施すること。</p> <p>(2) 飲食物を提供しないこと。</p> <p>(3) 計8回以上の講義があり、かつ総講義時間が16時間以上であること。</p> <p>(注) 国際手話通訳スキルの修得を目標とした講習会とは、以下の条件を満たすものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際手話による通訳スキルの修得を目標としていること。 ・その他国際手話通訳に必要と思われる内容であること。 ・講習最終回に、実技を含む修得確認テストを実施し、講習会目標の達成・未達成を判定すること。
補助要件	<p>補助事業者は、講習会を実施し、修了要件を満たした事業対象者に対して、講習会の終了後、速やかに助成金額を助成する。</p> <p>また、当該助成の記録を保存し、補助事業実施結果報告書（別記第10号様式）と併せて提出すること。</p>
修了要件	<p>8割以上の出席（小数点以下は切上げ）</p>
事業対象者	<p>以下の要件を全て備える者</p> <p>(1) 外国文化及びろう文化に理解があり、国際手話の修得に熱意を有する者</p> <p>(2) 2025年に東京で開催されるデフリンピック大会において、来日するろう者等との円滑なコミュニケーションを実現する人材として、大会運営に参画する意思を有する者</p> <p>(3) 東京都内に在住、在勤又は在学する者</p>
事業対象者への助成金額	<p>以下のとおり区分する。ただし、同一の事業対象者が重複した期間に実施される講習会を複数受講した場合、本事業の対象とできるのは一つの講習会のみとする。</p> <p>1 国際手話通訳スキル修得を目標とした講習会を受講し、補助事業者が実施する修得確認テストで目標達成となった事業対象者 補助事業者が定める受講料（交通費、テキスト代等の実費は除く。）の全額</p> <p>2 上記1以外の事業対象者 補助事業者が定める受講料（交通費、テキスト代等の実費は除く。）の2分の1に相当する額（1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>※ 1、2いずれの場合も、助成対象となる受講料の上限額は、講習会1時間当たり2千円×総講義時間数とする。</p>

2 国際手話講習会運営事業

項目	内容
補助金額	補助事業実施結果報告書（別記第10号様式）に記載される本事業の支出額と以下に定める基準額とを比較し、いずれか少ない額とする。 基準額：1千円×事業対象者（注）数 （注）延べ人数とする。（同一人物が異なる二つの講習会を受講した場合「2」と数える。）
対象経費	補助対象者への助成にかかる振込手数料及び対象事業の事業対象者募集にかかる広報費等経費。ただし、講習会の実施そのものに要する経費（会場費、講師謝礼等）及び団体運営に関する経費は補助対象としない。

東京都知事 殿

所在地
 名称
 代表者

令和6年度東京都国際手話普及促進事業
 補助金交付申請書
 (第 回募集分)

下記のとおり、標記補助金の交付を受けたいので申請します。

記

- 1 交付申請額
 金 円
- 2 添付資料

	添付資料	同一年度内に提出した内容から変更がないため省略
(1) 事業計画書 (別紙1)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 事業収支予算書 (別紙2)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(3) 申請団体調書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 申請団体の定款・寄附行為又はこれらに類するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 申請団体の組織図、役員名簿及び会員名簿等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 申請団体の事業収支決算書 (最新年度のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 申請団体の事業収支予算書 (最新年度のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 誓約書 (別記第2号様式)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 確認書 (別記第3号様式)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

事業計画書

(1) 国際手話講習会受講費補助事業

【一覧】

講習会 番号	講習会名	講習会区分 (一般/通訳) (※)	事業対象者 予定数 (補助率：1/2)	事業対象者 予定数 (補助率：全額)
1			人	人
2			人	人
3			人	人
4			人	人
5			人	人
6			人	人
7			人	人
8			人	人
9			人	人
10			人	人
11			人	人
12			人	人
13			人	人
14			人	人
15			人	人
16			人	人
17			人	人
18			人	人
19			人	人
20			人	人
合計			人	人

※講座区分について

一般：国際手話技術の修得を目標とした講習会

通訳：国際手話通訳スキルの修得を目標とした講習会

第1号様式 別紙1

【詳細（講習会別）】

講習会番号 ← 一覧の講習会No.を入力

講習会名			
講習会区分			
講習期間	令和 年 月 日（ 曜日）から		
	令和 年 月 日（ 曜日）まで		
総講習時間			
受講料	円	受講料（1時間あたり）	円
講習会形式			
会場			
養成目標			

※講習会区分

- 一般：国際手話技術の習得を目標とした講習会
- 通訳：国際手話通訳スキルの習得を目標とした講習会

講習日程

回数	実施予定日	講習内容	講習時間(分)
1	月 日		分
2	月 日		分
3	月 日		分
4	月 日		分
5	月 日		分
6	月 日		分
7	月 日		分
8	月 日		分
9	月 日		分
10	月 日		分
11	月 日		分
12	月 日		分
13	月 日		分
14	月 日		分
15	月 日		分
16	月 日		分

※講習内容は具体的に記入すること。

第1号様式 別紙1

(2) 国際手話講習会運営事業

受講生に対する 振込手数料	銀行振込手数料	円 ×	件 =	円
	銀行振込手数料	円 ×	件 =	円
	銀行振込手数料	円 ×	件 =	円
	銀行振込手数料	円 ×	件 =	円
	小計		件	円
対象事業の事業対 象者募集にかかる 広報費等経費		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
	※計上する予定の場合、内容を明記		小計	円
合計				合計 円

事業収支予算書

区分	事業名	対象経費項目	予定額	算出内訳
収入	国際手話講習会 受講費補助事業	都補助金		
		小計		
	国際手話講習会 運営事業	都補助金		支出額と基準額の少ない額
		自己資金等		
		小計		
合計				
支出	国際手話講習会 受講費補助事業	事業対象者への助成		第1号様式別紙2 別表参照
		小計		
	国際手話講習会 運営事業	振込手数料		第1号様式別紙1 参照
		広報費等経費		第1号様式別紙1 参照
		小計		
合計				

国際手話講習会運営事業の補助基準額

$$1,000 \text{ 円} \times \text{事業対象者} \quad \text{人} = \quad \text{円}$$

(注) 延べ人数とする。(同一人物が同一事業内で期間が異なる二つの講習会を受講する場合「2」と数える)

【別表】

講習会 番号	クラス名	受講料			
1		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
2		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
3		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
4		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
5		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
6		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
7		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
8		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
9		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
10		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
11		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
12		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
13		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
14		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
15		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
16		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
17		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
18		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
19		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
20		円 ×	1/2 ×	人 =	円
			全額 ×	人 =	円
		小計 (1/2)		人	円
		小計 (全額)		人	円
		合計		人	円

(様式)

申請団体調書

令和 年 月 日現在

フリガナ				略称				
団体名称								
所在地 (事務所)	〒							
	住所							
	電話							
	E-mail							
代表者	役職		住所 連絡先	〒				
	フリガナ			住所				
	氏名			電話				
				E-mail				
申請事業 担当者	役職		住所 連絡先	〒				
	フリガナ			住所				
	氏名			電話				
				E-mail				
団体の性格 <small>(一般社団法人、特定非営 利活動法人等)</small>				組織設立日	令和	年	月	日
				法人設立認可日	令和	年	月	日
設立の目的								
組織状況	会員数	人	事務局スタッフ	人	(内専従)	人		
	Webサイト							
活動内容								
主な活動実績 (過去2年間)								

誓約書

東京都知事 殿

令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者が下記1から7までの要件を全て満たしていることをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、6について、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

記

- 1 社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、学校法人、国立大学法人、公立大学法人又は特定非営利活動法人であること。
- 2 東京都内に事務所又は活動拠点を有する団体であること。
- 3 活動開始後2年以上（申請日時点）が経過していること。
- 4 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
- 5 公序良俗に違反した活動を行っていないこと。
- 6 東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

なお、法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

令和 年 月 日

住所

名称

代表者

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第3号様式

確認書

東京都知事 殿

令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、下記の事項を遵守することを確認します。

記

- 1 「東京都国際手話普及促進事業」に係る要綱・手引の内容を確実に確認しました。それら規定の内容を遵守し、適正に事業を実施します。
- 2 補助金が税金を原資とした公金であるということを理解し、補助金の会計処理等を行う「公金取扱者」を以下の通り設置した上で、適正に会計処理を行います。

団体内役職	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※日中連絡のとれる連絡先を記入してください。

- 3 不適正な会計処理等により交付の決定が取消しとなった場合、必要に応じて違約加算金の支払を行います。
また、次年度以降、最大5年間、東京都生活文化スポーツ局実施のスポーツ関連事業における補助金・分担金の受給対象者から除外される可能性があることを確認します。

令和 年 月 日

住所

名称

代表者

様

東京都知事

補助金交付決定通知書

令和6年度東京都国際手話普及促進事業（第 回募集分）に 年 月 日付で貴団体から
交付申請のあった事業については、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

1 決定の内容

- (1) 補助事業の内容 :
(2) 補助対象事業費 :
(3) 補助金交付決定額 : 金 円

2 交付の条件

3 申請の撤回

この補助金交付決定通知書の内容に異議があるときは、決定通知を受けた日の翌日から14日以内に、申請を撤回することができます。

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

名称

代表者

補助事業の内容変更等に関する承認申請書

令和 年 月 日付 生国二第 号により、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金（第回募集分）の交付決定を受けた事業について、下記のとおり内容等を変更したいので、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助交付要綱の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更に伴う経費の積算明細書（※経費に変更がある場合）
別紙のとおり
- 4 その他

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

名称

代表者

補助事業の中止（廃止）に関する承認申請書

令和 年 月 日付 生国二第 号により、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金（第回募集分）の交付決定を受けた事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助交付要綱の規定に基づき、申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 その他

第 号
年 月 日

様

東京都知事

補助事業の内容変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで貴団体から承認申請のあった、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金（第 回募集分）の交付決定を受けた事業の内容変更等については、下記のとおり承認する（承認しない）こととしたので通知します。

記

1 承認（不承認）の理由等

2 その他

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

名称

代表者

補助事業進捗状況報告書

令和 年 月 日付 生国二第 号により、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金（第回募集分）の交付決定を受けた事業について、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり進捗状況を報告します。

記

- 1 基準日
令和 年 月 日
- 2 添付資料
 - (1) 進捗状況報告書（別紙1）
 - (2) 事業対象者一覧（別紙2）
 - (3) 受講料助成申込書（写）
 - (4) その他

進捗状況報告書

(1) 国際手話講習会受講費補助事業

【一覧】

講習会 番号	講習会名	講習会区分 (一般/通訳) (※)	事業対象者数 (補助率：1/2)	事業対象者数 (補助率：全額)
1			人	人
2			人	人
3			人	人
4			人	人
5			人	人
6			人	人
7			人	人
8			人	人
9			人	人
10			人	人
11			人	人
12			人	人
13			人	人
14			人	人
15			人	人
16			人	人
17			人	人
18			人	人
19			人	人
20			人	人
合計			人	人

※講座区分について

一般：国際手話技術の修得を目標とした講習会

通訳：国際手話通訳スキルの修得を目標とした講習会

第8号様式 別紙1

【詳細（講習会別）】

講習会番号 ← 一覧の講習会No.を入力

講習会名			
講習会区分			
講習期間	令和 年 月 日（ 曜日）から		
	令和 年 月 日（ 曜日）まで		
総講習時間			
受講料	円	受講料（1時間あたり）	円
講習会形式			
会場			
養成目標			

※講習会区分

- 一般：国際手話技術の習得を目標とした講習会
- 通訳：国際手話通訳スキルの習得を目標とした講習会

講習日程

回数	実施日	講習内容	講習時間(分)
1	月 日		分
2	月 日		分
3	月 日		分
4	月 日		分
5	月 日		分
6	月 日		分
7	月 日		分
8	月 日		分
9	月 日		分
10	月 日		分
11	月 日		分
12	月 日		分
13	月 日		分
14	月 日		分
15	月 日		分
16	月 日		分

※講習内容は具体的に記入すること。

第8号様式 別紙1

(2) 国際手話講習会運営事業

受講生に対する 振込手数料	銀行振込手数料	円 ×	件 =	円
	銀行振込手数料	円 ×	件 =	円
	銀行振込手数料	円 ×	件 =	円
	銀行振込手数料	円 ×	件 =	円
	小計		件	円
対象事業の事業対 象者募集にかかる 広報費等経費		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
	※計上する予定の場合、内容を明記		小計	円
合計				合計 円

事業対象者一覧

受講生 No.	氏 名	フリガナ (氏) (名)	講習会 番号	補助率	助成金額	振込手数料	振込(予定)日
1					円	円	
2					円	円	
3					円	円	
4					円	円	
5					円	円	
6					円	円	
7					円	円	
8					円	円	
9					円	円	
10					円	円	
11					円	円	
12					円	円	
13					円	円	
14					円	円	
15					円	円	
16					円	円	
17					円	円	
18					円	円	
19					円	円	
20					円	円	
21					円	円	
22					円	円	
23					円	円	
24					円	円	
25					円	円	
26					円	円	
27					円	円	
28					円	円	
29					円	円	
30					円	円	
31					円	円	
32					円	円	
33					円	円	
34					円	円	
35					円	円	
36					円	円	
37					円	円	
38					円	円	
39					円	円	
40					円	円	
41					円	円	
42					円	円	
43					円	円	
44					円	円	
45					円	円	
46					円	円	
47					円	円	
48					円	円	
49					円	円	
50					円	円	
小計					円	円	
					合計	円	

東京都知事 殿

所在地

名称

代表者

概算払請求書

令和 年 月 日付 生国二第 号により、補助金交付決定通知のあった令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金（第 回募集分）について、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金交付要綱第20の規定に基づき、下記により、概算払による交付を請求しますので、支払金口座振替依頼書（東京都指定様式）にて指定する預金口座への振込みにより交付願います。

記

国際手話講習会 受講費助成事業（受講生への助成予定額）	
国際手話講習会 運営事業（振込手数料）	
国際手話講習会 運営事業（振込手数料以外）	
請求額合計	

交付希望日： 令和 年 月 日
(希望がある場合のみ記入)

※交付希望日は、請求日から2週間以上先の日（土曜日、日曜日及び年末年始などの休日を除く。）を指定してください。

※概算払は、交付日から2週間以内に支払をする経費に限ります。

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

名称

代表者

補助事業実施結果報告書

令和 年 月 日付 生国二第 号により、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金（第回募集分）の交付決定を受けた事業を完了したので、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額
金 円

2 補助対象経費
金 円

- 3 添付資料
- (1) 実績報告書（別紙1）
 - (2) 事業収支決算書（別紙2）
 - (3) 事業対象者一覧（別紙3）
 - (4) 受講料助成申込書（写）
 - (5) その他

実績報告書

(1) 国際手話講習会受講費補助事業

【一覧】

講習会 番号	講習会名	講習会区分 (一般/通訳) (※)	事業対象者 予定数 (補助率：1/2)	事業対象者数 (補助率：1/2)	事業対象者 予定数 (補助率：全額)	事業対象者数 (補助率：全額)
1			人	人	人	人
2			人	人	人	人
3			人	人	人	人
4			人	人	人	人
5			人	人	人	人
6			人	人	人	人
7			人	人	人	人
8			人	人	人	人
9			人	人	人	人
10			人	人	人	人
11			人	人	人	人
12			人	人	人	人
13			人	人	人	人
14			人	人	人	人
15			人	人	人	人
16			人	人	人	人
17			人	人	人	人
18			人	人	人	人
19			人	人	人	人
20			人	人	人	人
合計			人	人	人	人

※講座区分について

一般：国際手話技術の修得を目標とした講習会

通訳：国際手話通訳スキルの修得を目標とした講習会

第10号様式 別紙1

【詳細（講習会別）】

講習会番号 ← 一覧の講習会No. を入力

講習会名			
講習会区分			
講習期間	令和 年 月 日 (曜日) から		
	令和 年 月 日 (曜日) まで		
総講習時間			
受講料	円	受講料（1時間あたり）	円
講習会形式			
会場			
養成目標			

※講習会区分

一般：国際手話技術の習得を目標とした講習会

通訳：国際手話通訳スキルの習得を目標とした講習会

講習日程

回数	実施日	講習内容	講習時間(分)
1	月 日		分
2	月 日		分
3	月 日		分
4	月 日		分
5	月 日		分
6	月 日		分
7	月 日		分
8	月 日		分
9	月 日		分
10	月 日		分
11	月 日		分
12	月 日		分
13	月 日		分
14	月 日		分
15	月 日		分
16	月 日		分

※講習内容は具体的に記入すること。

第10号様式 別紙1

(2) 国際手話講習会運営事業

受講生に対する 振込手数料	銀行振込手数料	円 ×	件 =	円
	銀行振込手数料	円 ×	件 =	円
	銀行振込手数料	円 ×	件 =	円
	銀行振込手数料	円 ×	件 =	円
	小計		件	円
対象事業の事業対 象者募集にかかる 広報費等経費		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
		円 ×	件 =	円
	※計上する予定の場合、内容を明記		小計	円
合計				合計 円

事業収支決算書

区分	事業名	対象経費項目	予定額	算出内訳
収入	国際手話講習会 受講費補助事業	都補助金		
		小計		
	国際手話講習会 運営事業	都補助金		支出額と基準額の少ない額
		自己資金		
		小計		
合計				
支出	国際手話講習会 受講費補助事業	事業対象者への助成		第10号様式別紙3 参照
		小計		
	国際手話講習会 運営事業	振込手数料		第10号様式別紙1 参照
		広報費等経費		第10号様式別紙1 参照
		小計		
合計				

国際手話講習会運営事業の補助基準額

$$1,000 \text{ 円} \times \text{事業対象者} \quad \text{人} = \quad \text{円}$$

(注) 延べ人数とする。(同一人物が同一事業内で期間が異なる二つの講習会を受講した場合「2」と数える)

事業対象者一覧

受講生 No.	氏 名	フリガナ (氏) (名)	講習会 番号	補助率	助成金額	振込手数料	振込日
1					円	円	
2					円	円	
3					円	円	
4					円	円	
5					円	円	
6					円	円	
7					円	円	
8					円	円	
9					円	円	
10					円	円	
11					円	円	
12					円	円	
13					円	円	
14					円	円	
15					円	円	
16					円	円	
17					円	円	
18					円	円	
19					円	円	
20					円	円	
21					円	円	
22					円	円	
23					円	円	
24					円	円	
25					円	円	
26					円	円	
27					円	円	
28					円	円	
29					円	円	
30					円	円	
31					円	円	
32					円	円	
33					円	円	
34					円	円	
35					円	円	
36					円	円	
37					円	円	
38					円	円	
39					円	円	
40					円	円	
41					円	円	
42					円	円	
43					円	円	
44					円	円	
45					円	円	
46					円	円	
47					円	円	
48					円	円	
49					円	円	
50					円	円	
小計					円	円	
					合計	円	

様

東京都知事

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで貴団体から報告のあった、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金（第 回募集分）の交付決定を受けた事業の実施結果について内容等を審査したところ、補助事業の成果が補助金交付決定の内容（及び附帯条件）に適合すると認められるので、下記のとおり補助金の交付金額を確定し、通知します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 交付の条件

補助金は、貴団体から支払金口座振替依頼書（東京都指定様式）の提出を受けた後、指定の預金口座への振込みにより交付します。

ただし、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金交付要綱第20に基づき、概算払を受けている場合を除くものとします。

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

名称

代表者

概算払精算書

令和 年 月 日付 生国二第 号により、補助金の交付決定の通知のあった令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金補助金（第 回募集分）について、令和6年度東京都国際手話普及促進事業補助金交付要綱第23の規定に基づき、下記により精算します。

記

概算払額 (A)	
交付確定額 (B)	
戻入額 (A-B)	